

指定学校変更に関するよくある質問と回答

Q. 市内で引越しの予定があるのですが、今まで通っていた学校へそのまま通学することはできますか？

A. 最終学年の児童または生徒、およびその兄弟姉妹（同じ学校の場合に限る）であれば、指定学校変更の申立ができます。

また、引越しを予定している学期中のみ指定学校変更に限り、最終学年以外でも申し立てることができます。引越しの日にちが決まりましたら教育総務課までご連絡ください。

Q. 春から新小・中1年生になる子どもがいるのですが、指定学校より近距離に学校があり、そちらへ通学させたいです。距離が近い学校へ進学させることはできますか？また、手続きはいつ行えば良いですか？

A. ご自宅から希望学校が指定学校より近い距離にあれば、指定学校変更の申立ができます（ご自宅から希望学校、指定学校までの地図の添付が必要）。

次年度入学者については、例年9月頃より受付を開始いたします。ご来庁いただく前にお電話にてお問い合わせください。

Q. 新居を建設（または購入手続き中、賃貸契約）しているのですが、住み始めるのが年度の途中になりそうです。年度のはじめから新居の住所の指定学校へ通学させることはできますか？

A. おおむね1年以内に引越しすることが確定している場合、引越し先の住所の指定学校への指定学校変更の申立ができます（新居の住所、引渡日、契約者氏名が記載されている契約書等が必要）。

Q. 中学校へ進学すると指定学校変更で通学している小学校のお友達と別の学校になってしまうのですが、お友達と同じ学校へ進学することはできますか？

A. 小学校の指定学校変更が認められた場合であっても、その小学校の学区の中学校へ進学できるとは限りませんので、ご相談ください。

Q. 指定学校になっている中学校に、子どもの希望する部活動がありません。部活動のある学区外の中学校へ入学させることはできますか？

A. 希望する部活動が指定学校に無い場合は、部活動を理由として指定学校変更の申立ができます。ただし、怪我等のやむを得ない場合を除き、退部した場合は許可が取り消しとなります。

ご質問がございましたら、教育総務課までお問い合わせください。

【問】古河市役所 古河庁舎 教育総務課 学校教育係（代表 0280-22-5111 内線 2508）